

○熊本市祖崇廟納骨堂条例施行規則〔人権政策課〕

平成20年7月29日

規則第64号

改正 平成23年3月31日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市祖崇廟納骨堂条例（平成20年条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 条例第4条の規定により熊本市祖崇廟納骨堂（以下「祖崇廟納骨堂」という。）の使用許可を受けようとする者は、熊本市祖崇廟納骨堂使用許可申請書（様式第1号）に住民票その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、祖崇廟納骨堂の使用を許可したときは、熊本市祖崇廟納骨堂使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を当該申請者に交付する。

(承継使用)

第3条 条例第7条の規定により使用权の承継の承認を受けようとする者（以下「承継申請者」という。）は、熊本市祖崇廟納骨堂承継使用承認申請書（様式第3号）に住民票その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用权の承継を承認したときは、熊本市祖崇廟納骨堂承継使用承認書（様式第4号。以下「承認書」という。）を承継申請者に交付する。

(平23規則31・一部改正)

(保管場所)

第4条 条例第9条第1項に規定する場所は、祖崇廟納骨堂内安置所とする。

(平23規則31・一部改正)

(改葬の方法)

第5条 条例第9条第2項の規定による改葬については、市長が別に定める。

(平23規則31・一部改正)

(納骨壇の返還)

第6条 使用者が条例第12条の規定により納骨壇を返還するときは、熊本市祖崇廟納骨壇返還届（様式第5号）に許可書（承認書の交付を受けた者にあつては、承認

書）及び改葬許可証を添えて市長に提出しなければならない。

（平 2 3 規則 3 1 ・ 一部改正）

（使用料の減免）

第 7 条 条例第 1 0 条第 3 項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、熊本市祖崇廟納骨堂使用料減免申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（平 2 3 規則 3 1 ・ 全改）

（休館日）

第 8 条 祖崇廟納骨堂の休館日は、月曜日（当該月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（平 2 3 規則 3 1 ・ 全改）

（開館時間）

第 9 条 祖崇廟納骨堂の開館時間は、午前 9 時から正午までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間を延長することができる。

（平 2 3 規則 3 1 ・ 追加）

（指定申請に添付する書類）

第 10 条 条例第 1 5 条第 1 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 収支予算書
- （2） 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）
- （3） 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類）
- （4） 市税滞納有無調査承諾書
- （5） 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平 2 3 規則 3 1 ・ 追加）

(利用料金の承認の申請等)

第11条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 利用料金は、年度を基準に徴収するものとし、年度の途中から使用を開始し、又は年度の途中に使用を終了したときは、当該年度の全期間において使用があったものとみなす。

(平23規則31・旧第9条繰下・一部改正)

(利用料金の納付)

第12条 利用料金の納付については、条例第10条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(平23規則31・追加)

(利用料金の減免)

第13条 条例第18条第4項の規定により利用料金を減免することができる場合は、天災その他これに類する災害により使用者がその資産に甚大な被害を受けた場合であって、利用料金の納付が困難であると認められるときとする。

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

(平23規則31・旧第10条繰下・一部改正)

(協定で定める事項)

第14条 条例第19条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 開館時間及び休館日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 2 3 規則 3 1 ・旧第 1 1 条線下・一部改正)

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 2 3 規則 3 1 ・旧第 1 2 条線下)

附 則

この規則は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 3 月 3 1 日規則第 3 1 号)

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条第1項関係)

熊本市祖崇廟納骨堂使用許可申請書		整理番号
使 用 場 所	納骨壇 番	
使 用 開 始 日	年 月 日	
遺 骨 の 現 状	・ 自宅 ・ 寺院 ・ その他()	
希 望 理 由		
上記のとおり祖崇廟納骨堂を使用したいので、住民票その他必要な書類を添えて申請します。 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 印 電話番号 熊本市長 (宛)		

様式第2号(第2条第2項関係)

熊本市祖崇廟納骨堂使用許可書	
許可番号	指令第 号
住所	
氏名	
使用場所	納骨壇 番
使用開始日	年 月 日
条件	
摘要	
上記のとおり使用を許可します。	
年 月 日	
熊本市長 印	

様式第3号(第3条第1項関係)

熊本市祖崇廟納骨堂承継使用承認申請書	
使 用 場 所	納骨壇 番
承 継 の 承 認 を 求 め る 使 用 権	許可番号 年指令第 号
	現使用者氏名
	使用開始日 年 月 日
承 継 申 請 者	氏名 (現使用者との続柄)
理 由	
摘 要	
上記のとおり使用権を承継したいので、関係書類を添えて申請します。 年 月 日 承継申請者 住 所 氏 名 印 電話番号 熊本市長 (宛)	

添付書類

- (1) 現使用者に交付された熊本市祖崇廟納骨堂使用許可書
- (2) 承継申請者の住民票
- (3) 現使用者との続柄が分かる書類

様式第4号(第3条第2項関係)

熊本市祖崇廟納骨堂承継使用承認書	
承認番号	指令第 号
使用場所	納骨壇 番
承継者住所	
承継者氏名	
承継を承認する使用権	許可番号 年指令第 号 前使用者氏名 使用開始日 年 月 日
条 件	
摘 要	
上記のとおり使用権の承継を承認します。 年 月 日 熊本市長 印	

様式第5号(第6条関係)

熊本市祖崇廟納骨壇返還届	
使 用 場 所	納骨壇 番
許 可 番 号 又は承認番号	年指令第 号
返 還 理 由	
改 葬 の 場 所	
上記のとおり返還しますので、お届けします。 年 月 日 使用者 住 所 氏 名 印 電話番号 熊本市長 (宛)	

添付書類

- (1) 熊本市祖崇廟納骨堂使用許可書(使用権の承継の承認を受けた者にあつては、熊本市祖崇廟納骨堂承継使用承認書)
- (2) 改葬許可証

様式第6号(第7条関係)

熊本市祖崇廟納骨堂使用料減免申請書	
使用場所	納骨壇番
許可番号又は承認番号	年指令号
減免申請の理由	
年度の祖崇廟納骨堂の使用料について、り災に係る証明その他減免の理由を証明する書類を添えて減免の申請をします。 年 月 日 使用者 住 所 氏 名 電話番号 熊本市長(宛)	

処理状況

決定	減額	免除
理由		
使用料	既定使用料	円
	減免額	円
	支払額	円

※ 太枠内は記入しないでください。

様式第 1 号（第 2 条第 1 項関係）

様式第 2 号（第 2 条第 2 項関係）

様式第 3 号（第 3 条第 1 項関係）

様式第 4 号（第 3 条第 2 項関係）

様式第 5 号（第 6 条関係）

様式第 6 号（第 7 条関係）

（平 2 3 規則 3 1 ・ 追加）